

新型コロナウイルス感染症における 国・県等の施策一覧

●持続化給付金

☆対象：新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者の方で、ひと月の売上が前年同月で50%以上減少している事業者。

- 申請期限 令和3年1月15日まで
- 申請方法 持続化給付金の申請HPから電子申請
- 給付額 個人100万円、法人200万円 ※左記金額は上限額。

●必要書類

①申請者本人名義（法人の場合には、法人名義）の通帳口座の写し

※通帳の表面と見開き1ページ目のコピー 計2枚

②2019年の確定申告書類の控え ※電子申請の場合は【メール詳細】も添付

法人：申告書第1表の控え・法人事業概況説明書2枚目まで 計3枚

個人青色：申告書第1表の控え、決算書の控え2枚目まで 計3枚

個人白色：申告書第1表の控え 計1枚

③売上減少となった月の売上台帳の写し ※手書きの台帳でも大丈夫。

④身分証明書の写し（個人事業者の場合）※運転免許所、マイナンバーカード等

（上記添付書類はスマホで撮影した画像でもOK）

●給付額の計算方法

◆個人事業主の計算方法

前年の総売上 - (前年同月比50%以上減の月の売上 × 12ヵ月)

◆法人の計算方法

直前の事業年度の年間総売上 - (前年同月比50%以上減の月の売上 × 12ヵ月)

例) 2019年の1年間の総売上が500万円で、昨年2019年4月の売上が50万円で2020年の4月の売上が20万円だった場合。

(計算例)

前年の総売上 - (前年同月比50%以上減の月の売上 × 12ヵ月)

(500万円) - ((20万円) × 12ヵ月) = 240万円

500万円 - 240万円 = 260万円

個人事業主の場合上限が100万円なので、260万円ではなく給付額は100万円となります。

○お問い合わせ先

【受付時間】 8時30分～19時00分 ※（5月・6月は毎日、7月～12月は土曜日を除く）

【直通番号】：0120-115-570

【IP電話専用回線】：03-6831-0613

●休業協力金

☆対象：県から休業や営業時間の短縮を要請されている中小企業又は個人事業主の方で、4月25日～5月6日までの計12日間休業や営業時間の短縮をされた方。

※飲食店は通常の営業時間が夜8時を越えている店舗の方が、営業時間の短縮（朝5時から夜8時まで、）又は休業を行った場合には対象となる。

●金額：中小企業 20万円

個人事業主 10万円 ※複数店舗を有する場合には、10万円を上乗せ。

●申請期限：5月11日～6月30日まで（当日消印有効）

●申請書類：※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

- ① 申請書類送付状（申請者による書類チェックシート）（様式1）
- ② 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策休業等協力金申請書（様式2）
- ③ 本人確認書類の写し（運転免許所、保健証、マイナンバーカード等）
- ④ 振込先口座を確認できる通帳等の写し（通帳の見開き1ページ目）
- ⑤ 営業活動の実態を確認することができる書類の写し※下記2点必須
 - 1) 確定申告書（※電子申告の方はメール詳細も）
 - 2) 申請する施設の外観・店内の内部の写真を複数枚提出。
- ⑥ 業種に係る営業に許可等が必要な場合は、それを取得していることがわかる書類の写し（飲食店営業許可書、風俗営業許可書、古物商免許書 等）
- ⑦ 休業等の状況がわかる書類（写しで可）又はその写真
※チラシ等を入口等に貼りだした事が確認できる写真
- ⑧ 誓約書（様式3）

●申請方法： 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県感染症対策休業等協力金 申請窓口 宛

※簡易書留・レターパックにて送付 ※封筒には差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

専用相談・申請窓口

番号：099-286-2580 対応時間：9:00～18:00（平日・土日祝日）

●納税の猶予や減免：法人税・所得税・消費税・固定資産税 等

【納税の猶予】

対象：新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

※以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納税することが困難であること。

※通常、納税や徴収を猶予する場合は、原則として、担保の提供が必要で、延滞税や延滞金も課されますが、今回は、特例として、いずれも免除されます。

※猶予が認められれば、年金や健康保険などの社会保険料についても、同様に、支払いが猶予されます。

※令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する国税が対象です。

●申請期日：令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要。

●猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出が必要です。

【固定資産税の減免】

・売上げの減少が続く個人事業主は、設備や建物にかかる固定資産税や都市計画税が、来年度（令和3年度）の1年分に限って「減免」されます。

・ことし2月から10月までのうち、3か月間の売上高の減少幅が、前の年の同じ時期に比べ30%以上50%未満の場合は「半額」、50%以上減少している場合は「全額」が、それぞれ「免除」されます。

（生産性革命推進事業）

①ものづくり・商業・サービス補助

・新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援

【通常枠】 補助上限：1,000万円 補助率 中小1/2、小規模2/3

【特別枠】 補助上限：1,000万円 補助率 中小2/3、小規模2/3

●申請期限

※令和2年8月（3次締切）、11月（4次締切）、令和3年2月（5次締切）となっています。

②持続化補助

・小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援

【通常枠】 補助上限：50万円 補助率：2/3

【特別枠】 補助上限：100万円 補助率：2/3

●申請期限

2次締切：6月5日（金）当日消印有効

令和2年10月（3次締切）、令和3年2月（4次締切）となっています。

持続化補助（コロナ特別対応型）

補助上限：100万円 補助率：2/3

※売上高が前年同月比▲20%以上減少した小規模事業者で、補助金の早期の受領を希望する事業者に対しては、補助金交付決定と同時に概算払いによって交付決定額の1/2（最大50万円）を即時支給する。

③IT導入補助

・ITツール導入による業務効率化等を支援

【通常枠】 補助上限：30～450万円 補助率：1/2

【特別枠】 補助上限：30～450万円 補助率：2/3

ハードウェア（PC、タブレット端末等）のレンタルも対象に

補助額：30～450万円 補助率：1/2（特別枠は、2/3）

※令和2年9月、12月に締切りを設ける予定。

(資金繰り 支援内容)

【政府系金融機関】

☆新型コロナウイルス感染症特別貸付

業種指定はなく、売上高が5%以上減少している事業者が申請することができます。

- 融資限度額 6000 万円
- 融資後 3 年目までは基準利率-0.9%(3000 万円限度)
- 設備資金 20 年以内(うち据置期間 5 年以内)
- 運転資金 15 年以内(うち据置期間 5 年以内)
- ★追加要件を満たせば実質無利子・無担保の対象

☆新型コロナウイルス対策マル経融資

業種指定はなく、売上高が5%以上減少し、商工会議所等の推薦を受ける事業者が対象となります。

- 融資限度額 2000 万円+別枠 1000 万円
- 融資後 3 年目までは基準利率-0.9%(別枠 1000 万円限度)
- 設備資金 10 年以内(うち据置期間 2 年以内→4 年以内)
- 運転資金 7 年以内(うち据置期間 1 年以内→3 年以内)
- ★追加要件を満たせば実質無利子・無担保の対象

【民間金融機関】

☆セーフティネット保証 4 号 ※(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

※自然災害等の突発的事由(噴火、地震、台風等)により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度。

- 対象となる中小企業

※セーフティネット保証 4 号の対象となるのは、以下の要件を満たす中小企業です。

- ①指定地域(今回の場合は全都道府県)において1年間以上継続して事業を行っていること。
- ②災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

☆セーフティネット保証 5 号 ※(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

※全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

- 対象となる中小企業

セーフティネット保証 5 号の対象となるのは、以下の要件を満たす中小企業です。

- ①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。
- ②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと。

保証限度額	2億8,000万円以内
資金使途	経営の安定に必要な運転資金・設備資金
保証期間	10年以内
返済方法	分割返済
信用保証料率	1～4・6号の場合：1.0%
融資利率	金融機関所定の利率
保証人	法人の代表者を除き原則不要

上記：セーフティネット保証 4号・5号・危機関連保証共に売上高等の減少を満たせば、
保証料補助と利子補給の対象となる。

(申込方法)

認定申請書を町のHPからダウンロードし、記入した認定申請書を町へ提出し、町から認定を受け、希望の金融機関へ認定書をご持参の上、保証付き融資を申し込むことが必要です。

◆新型コロナウイルス関連情報と支援施策を紹介します。◆

■経済産業省

新型コロナウイルス感染症関連 (<https://www.meti.go.jp/covid-19/>)

□厚生労働省

新型コロナウイルス感染症について

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

■鹿児島県

新型コロナウイルス感染症に関する情報

(<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/kenko-fukushi/kenko-iryo/kansen/kansensho/coronavirus.html>)

※各種助成金や融資の申込等不明な点につきましては、知名町商工会まで
お問い合わせください。

知名町商工会 TEL：0997-93-2105